

道路工事施工承認書(見本)

承認された者の住所及び氏名

工事承認番号

高知県指令 6 高東土第 2 - 999 号

南国市大塚甲 1592番地
栗庁 太郎 様

承認日

令和 6 年 5 月 1 日付けで申請のあった道路工事施工については、道路法第24条の規定により、次の条件をつけて承認する。

令和 6 年 5 月 24 日

高知県中央東土木事務所長 本田 浩一郎

条件

第1条 道路工事の施工を承認する内容は次のとおりであり、申請書のとおりとする。

路線名

路線名 主要地方道45号 南国インター

工事目的

工事場所 南国市大塚甲1592番地先

工事期間

工事目的 敷地内への車両出入口の設置のため

工事期間 令和6年5月24日 ~ 令和6年8月31日(うち10日間)

工事物件の種類及び数量

工事数量
歩車道境界ブロック撤去 L=6.0m
歩車道境界ブロック設置(切下げ) L=4.0m
歩車道境界ブロック設置(据付け) L=2.0m
(申請書添付図面のとおり)

- 第2条 工事期間中は、高知県中央東土木事務所長(以下「所長」という。)の指示を受けること。
- 第3条 承認条件のほか、道路に関する法令を守ること。
- 第4条 他の法令の規制を受ける事項に関しては、別途関係官庁の指示を受け、必要な手続きをすること。
- 第5条 承認書は、申請者が保管し、職員が要求があったときは、これを提示すること。
- 第6条 承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ所長の承認を受けること。
- 第7条 承認条件に違反したとき又は不正な手段により承認を受けたときは、承認を取り消すことがある。
- 第8条 工事が完了したときには、別紙届出書に完了写真を添付して提出すること。
- 第9条 道路舗装及び排水等を損傷させないように注意を講ずること。
- 第10条 工事後は歩車道境界を視認し易いように欄などで分離し、夜間は明滅する装置を付すなどの措置を講ずること。
- 第11条 承認工事が完了後1年を超えない期間において、工事場所の道路に承認工事申請書(以下「申請書」という。)の工事施工履歴に基づく不具合が生じた場合には、申請者の責任において修繕等の措置を行うこと。

(行政不服審査法に基づく救済)

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

(行政事件訴訟法に基づく救済)

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事になります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

道路承認工事届出書 (電子申請システムの操作手順)

◆ はじめに

道路法第24条に基づく、「道路工事施工承認申請書」を中央東土木事務所に提出後、申請内容に不備がなければ、左の見本と同様の **道路工事施工承認書** が交付されます。

そして、許可日以降から、道路工事に着手できるのですが、「工事に着手する」場合は、下の「道路承認工事届出書」を中央東土木事務所へ提出する必要があります。

工事着手以外にも、工事完了や工事中止などの際には、届出が必要ですが、これは「電子申請」で提出できます。

1, PC開く前に

左の承認書から

右の届出書の赤

色の点線で囲ん

だ範囲の「既承

認事項、へ転記

するためPC前

に承認書を準備

道路承認工事届出書

令和 年 月 日

高知県中央東土木事務所長 様

住所

氏名

姓 名

姓 名

電話番号

工事に着手する

工事を再開する

工事を完了した

工事を中止した

道路の承認工事について

既承事項を変更する

住所(氏名)を変更した

原状に回復した

工事着手・工事再開する

工事完了・工事中止する

既承事項変更

住所(氏名)変更

原状回復の年月日

令和 年 月 日

工事中止・廃止・既承事項変更・住所(氏名)変更の内容及びその理由

工事承認番号及び年月日

高知県指令 第 号・令和 年 月 日

工事目的

工事物件の種類及び数量

工事場所及び路線名

工事期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

パソコンで申請するか

検索サイトを開き、入力!

Enter. 押す!

電子申請サービス高知

スマホで申請する



かざす

【高知県】 電子申請サービス

道路承認を入力

手続き申込

検索項目を入力 (選択) して、手続きを検索してください。

検索キーワード

カテゴリ選択

利用者選択

個人が利用できる手続き
法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する

分類別で探す

五十音で探す

クリック

手続き申込

検索項目を入力 (選択) して、手続きを検索してください。

検索キーワード: 道路承認

カテゴリ選択: []

利用者選択: 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する

分類別で探す

五十音で探す

手続き一覧

2024年06月08日 11時04分 174

並び順: 公開日時降順 表示数: 20件ずつ表示

道路承認工事届出書

2024年04月11日 10時30分 ~ 2100年12月28日 17時15分

クリック

【高知県】 電子申請サービス

ログイン

申請団体選択

申請書ダウンロード

手続き申込

利用者ログイン

手続ID: 道路承認工事届出書

受付期間: 2023年4月11日10時30分 ~ 2100年12月28日17時15分

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

利用者と紐づけられる方はこちら >

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

①

利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から登録したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

②

利用者登録時に設定していたパスワード、または各手続の担当部署から登録したパスワードをご入力ください。忘れられた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを更新ください。

クリック

2, インターネットで「電子申請サービス高知」を検索
パソコン (又はスマートフォン) を起動し、検索サイトを開き、「電子申請サービス高知」の文字を入力し、エンターキーを押す。

3, 【高知県】電子申請サービスに入ったら、検索キーワードの入力欄に「道路承認」と入力

4, 手続き一覧の真下に「道路承認工事届出書」が表示されるので、そのボタンをクリック。

5 (1), **利用者登録せずに申し込む方はこちら >** をクリックする。

※ 利用者登録をするか否かは、届出者のご判断になります。このマニュアルでは、未登録の例を載せていますが、

【利用者登録される方はこちら】 の入力例も巻末に載せています。

5 (2), **既に利用者登録済みの方は**
① 利用者「ID」入力
(ID = メールアドレス)
② ①の後にパスワード入力

「道路承認工事届出書」の入力画面（前半）

【高知県】 電子申請サービス ログアウト 利用者情報

申請団体選択 申請書ダウンロード 実行手続

手続き申込

検索 メールアドレスの検索 内容を入力 申し込み

現在の申請の入力済みを自動保存する

申込

送付中の手続き名：道路承認工事届出書 内容を見る 閉じる

道路承認工事届出の電子届出を行う前に、次のことについてご確認ください。

道路承認工事届出の電子届出を行う前に、次のことについてご確認ください。

・ご不便をおかけし申し訳ありませんが、「平方メートル」や「立方メートル」等のように入力していただくようお願いいたします。

届出者

届出者を入力してください。 必須

届出者の氏名または、法人名を入力してください。
 ※全体で50文字まで入力できます。

氏： 姓 名 太郎

法人名：

郵便番号を入力してください。

住所を入力してください。 必須

※全体で50文字まで入力できます。
 ※実行する場合は、1行あたり25文字までで2行8までの入力をお願いします。

入力文字数： 11/20

担当者（連絡先）

氏名を入力してください。

※全体で40文字まで入力できます。

電話番号を入力してください。 必須

電話番号

届出を行う土木事務所

※届出は、道路工事施工承認を受けた土木事務所に行ってください。

届出を行う土木事務所を選択してください。 必須

11, 届出者の『氏』、『名』、『〒番号』、『住所』、『担当者(連絡先)』を入力（※法人は法人名を選択）

12 届出を行う土木事務所を中央東に選択

13, 届出を行う目的を選択
 (見本は「工事に着手する」)

14, 工事着手日を入力
 (見本は「令和6年6月10日」)

15, 工事中止・廃止・軽易事項
 変更・住所(氏名)変更の
 内容及びその理由
 (見本は「着手」なので未記入)

届出を行う目的

届出を行う目的を選択してください。 必須

工事着手・工事再着手・工事完了・工事中止・廃止・軽易事項変更・住所(氏名)変更・原状回復の年月日

工事着手・工事再着手・工事完了・工事中止・廃止・軽易事項変更・住所(氏名)変更・原状回復の年月日を入力してください。 必須

令和 年 月 日

工事中止・廃止・軽易事項変更・住所(氏名)変更の内容及びその理由

工事中止・廃止・軽易事項変更・住所(氏名)変更の内容及びその理由を入力してください。

※全体で256文字まで入力できます。
 ※実行する場合は、1行あたり35文字までで8行まで(8行目は11文字まで)の入力をお願いします。

入力文字数： 0/256

「道路承認工事届出書」の入力画面（後半）

既承認事項（届出を行う道路工事施工承認に関する事項）

- 16, 工事承認番号を入力『見本は「高知県指令6高東土第2-999号」』
- 17, 工事承認の年月日を入力『見本は「令和6年5月24日」』
- 18, 工事の目的を入力『見本は「敷地内への車両進入口の設置のため」』
- 19, 工事物件の種類及び数量を入力『見本は以下のとおり』
 - 「歩車道境界ブロック撤去6m」
 - 「歩車道境界ブロック設置(切下げ)4m」
 - 「歩車道境界ブロック設置(擦付け)2m」
- 20, 工事の場所（市町村）を選択『見本は「南国市」』
- 21, 工事の場所（市町村から後）を入力『見本は「大塚甲1592番地先」』
- 22, 工事を行う道路の路線名を入力『見本は「県道45号南国インター線」』
- 23, 工事期間（届出を行う道路工事施工承認について工事期間を入力）『見本は以下のとおり』

工事開始年月日
「令和6年5月24日」
工事終了年月日
「令和6年8月31日」

24, 最後に「確認へ進む」をクリックします。

既承認事項（届出を行う道路工事施工承認に関する事項）

道路工事承認の番号を入力してください。 **必須**

届出を行う道路工事施工承認について、承認番号を入力してください。

高知県指令6高東土第2-999号

道路工事承認の年月日を入力してください。 **必須**

届出を行う道路工事施工承認について、承認年月日を入力してください。

令和 6 年 5 月 24 日

工事の目的を入力してください。 **必須**

届出を行う道路工事施工承認について、工事の目的を入力してください。

※全体で140文字まで入力できます。
※実行する場合は、1行あたり35文字まで4行までの入力をお願いします。

敷地内への車両進入口の設置のため

入力文字数：16/140

工事物件の種類及び数量を入力してください。 **必須**

届出を行う道路工事施工承認について、工事物件の種類及び数量を入力してください。

※全体で140文字まで入力できます。
※実行する場合は、1行あたり35文字まで4行までの入力をお願いします。

歩車道境界ブロック撤去6m
歩車道境界ブロック設置(切下げ)4m
歩車道境界ブロック設置(擦付け)2m

入力文字数：52/140

工事の場所

届出を行う道路工事施工承認について、工事の場所を入力してください。

工事の場所（市町村）を選択してください。 **必須** 選択後の結果によって入力条件が変わります。

届出を行う道路工事施工承認について、工事の場所（市町村）を選択してください。

南国市

工事の場所（市町村から後）を入力してください。 **必須**

届出を行う道路工事施工承認について、工事の場所（市町村から後）を入力してください。

※全体で63文字まで入力できます。

大塚甲1592番地先

工事を行う道路の路線名を入力してください。 **必須**

届出を行う道路工事施工承認について、工事を行う道路の路線名を入力してください。

※全体で70文字まで入力できます。

県道45号 南国インター線

工事期間

届出を行う道路工事施工承認について、工事期間を入力してください。

工事開始年月日を入力してください。 **必須**

令和 6 年 5 月 24 日

工事終了年月日を入力してください。 **必須**

令和 6 年 8 月 31 日

添付書類

届出内容の確認できる書類を添付してください。

- ・添付ファイルのファイル形式は、PDF、JPEG、JPGのいずれかで添付をお願いします。
- ・添付ファイルの大きさは、合計で20MBまでです。
- ・添付ファイルの大きさが20MBを超える場合は、電子届出での受付ができませんので、お手数ですが、各土木事務所にお問い合わせをいただき、直接、届出をお願いします。

添付書類を添付してください。

クリック

【高知県】 電子申請サービス

まだ申込みは完了していません。

道路承認工事届出の電子届出を行う前に、次のことについてご確認ください。

届出者

届出番号

担当者 (連絡先)

届出を行う土木事務所

届出を行う目的

工事着手・工事着手手・工事完了・工事中止・廃止・経易事項変更・住所(氏名)変更・原状回復の年月日

工事中止・廃止・経易事項変更・住所(氏名)変更の内容及びその理由

既承認事項 (届出を行う道路工事施工承認に関する事項)

道路工事施工承認の番号

道路工事施工承認の年月日

工事の目的

工事物件の幅員及び数量

工事の場所

工事期間

添付書類

※この時点では、まだ「申込みは完了していません」

25, 左及び下の画面は『手続き申込 (申込確認)』で、まず“PDFレビュー (①)”を押し、届出書を確認します。

26, “PDFレビュー”で内容確認後、問題がなければ、次に“申込み (②)”を押します。

既承認事項 (届出を行う道路工事施工承認に関する事項)

道路工事施工承認の番号

道路工事施工承認の年月日

工事の目的

工事物件の幅員及び数量

工事の場所

工事期間

添付書類

① クリック

PDFレビュー

申込み

② クリック

27, “申込み”ボタンを押すと、左下の画面が現れ、“申込みが完了しました。”と表示します。

28, 上記のとおり「申込完了」になれば【道路承認工事届出書 送信済通知】が、届出者の受信メールに届き、“整理番号”及び“パスワード”を通知しますので留意してください。

【高知県】 電子申請サービス

手続き申込

申込完了

道路承認工事届出書を届出先土木事務所に送信しました。

申込みが完了しました。

整理番号

パスワード

※PDFファイルは、届出内容に反映してから取りかかるとしてください。

道路承認工事届出書

中央土木事務所長 様

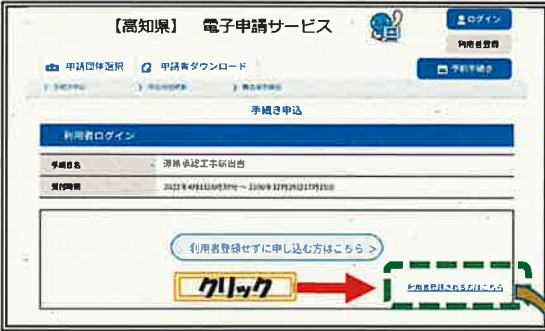
〒783-0004
住所 南国市大塚甲1592番地
氏名 橋本 太郎
担当名 (連絡先) 氏名 橋本 太郎
電話 088632175

道路の承認工事について、工事に着手するので、届け出ます。

工事に着手する年月日	令和6年10月
工事中止・廃止・経易事項変更・住所(氏名)変更の内容及びその理由	
既	工事承認番号及び年月日 高知県指倉6高東土管2-099号 令和6年5月24日
米	工事目的 敷地内への車両進入口の設置のため
認	工事物件の幅員及び数量 多車道境界ブロック長さ6m 多車道境界ブロック数量(地下付) 4m 多車道境界ブロック数量(露付付) 2m
事	工事場所及び幅員名 南国市大塚甲1592番地先 国道46号 南国インター線
項	工事期間 令和6年5月24日 から 令和6年6月31日まで

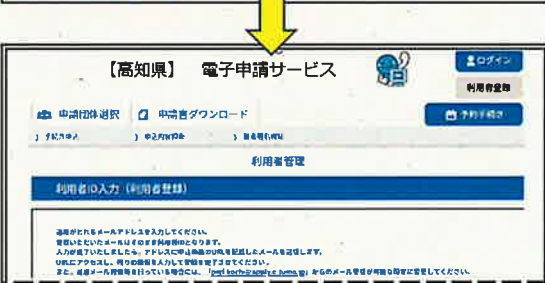
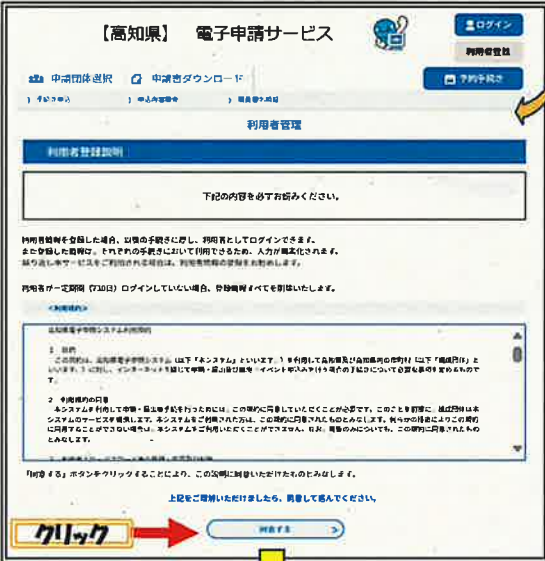
★【利用者登録される方はこちら】の“入力手順”は以下のとおり

① 利用者登録される方はこちら をクリック



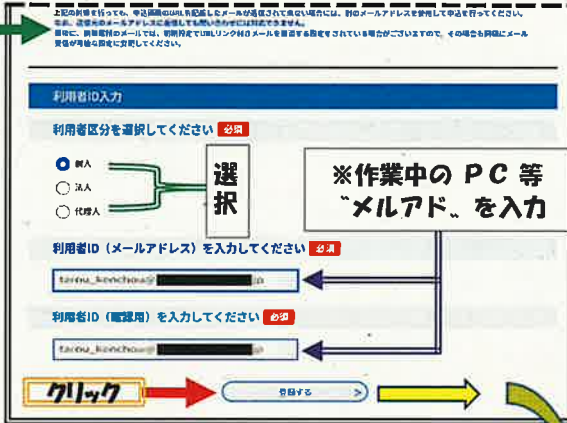
(※この画面は2ページ右下の画面と同じ)

② 同意するをクリック

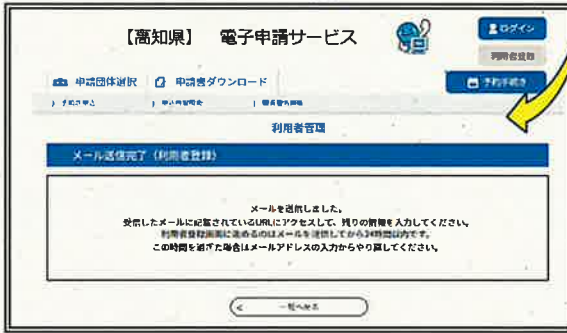


③ 現在、操作中のパソコン等のアドレス等 入力

必要事項入力後、『登録する』をクリック



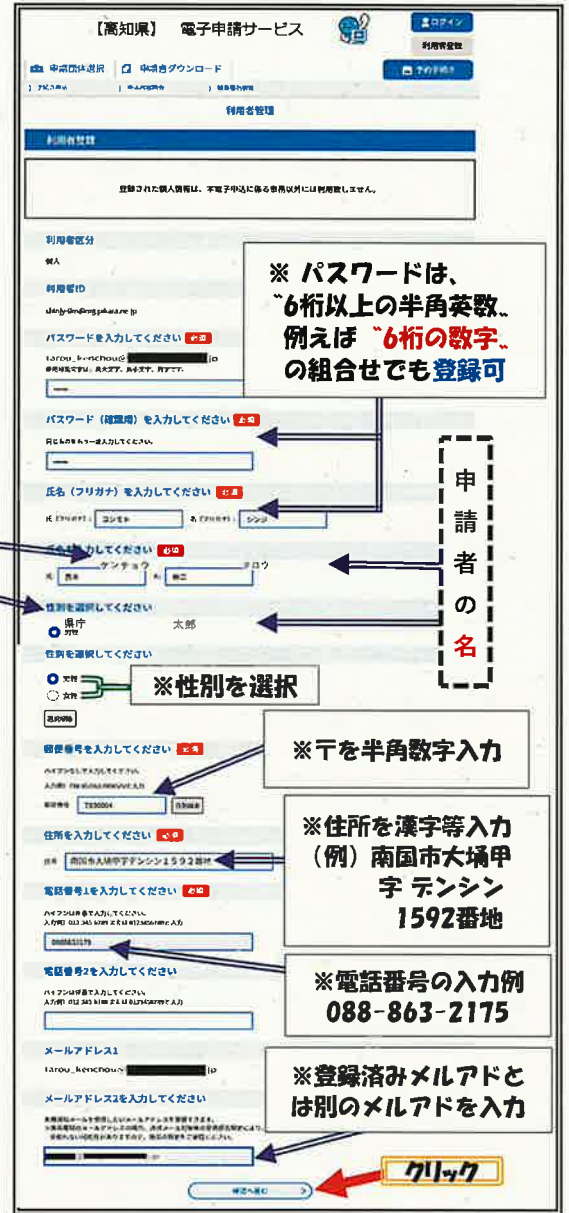
④ メール送信完了の画面表示で、受信メールを開くが、その前に『一覧へ戻る』を押す。



⑤ 受信メールの“URL”をクリックする。



⑥ 以下へ入力後『確認へ進む』をクリック



⑦ 利用者登録の“完了”

『確認へ進む(⑥)』を押した後、次に表示される画面に間違いなければ『登録する』をクリックする。